

「多奈川平野北合併処理浄化槽維持管理清掃業務」に係る注意事項等

○配布書類一覧

資本・人的関係による入札への参加制限について、一般競争入札参加者心得、制限付き一般競争入札(事後審査型)参加申請書(様式 1)、入札参加資格確認書(様式 2)、業務実績調書(様式 3)、入札書 3 枚、委任状 1 枚、入札辞退届 1 枚、多奈川平野北合併処理浄化槽維持管理清掃業務仕様書、汚濁負荷量測定結果報告書、事故状況届出書、金抜設計書、位置図、図面

○入札について

入札書に記載する金額は、長期継続契約の履行期間における契約希望金額の年額(12か月分)の100/110に相当する金額を記載してください。

入札回数は3回です。3回で落札者が決定しない場合は、最低価格者と協議となります。その場合は、随意契約となります。

また、委任状の提出は代表者以外の方が入札に参加する場合のみお願いします。

委任状には受任者の印を押していただき、その印をもって入札となります。押印無き者は入札に参加することができません。

なお、契約に当たっては、契約保証金が必要ですが、税込みの契約金額に5%を掛けた額以上の現金納付か、これに変えて履行保証保険、履行保証契約により、契約保証金を免除することができます。

○質疑事項について

質疑書は質疑の有無に関わらず各社とも提出していただきます。

質疑がない場合は入札当日でも結構です。入札が開始するまでに提出してください。

質疑がある場合は質疑受付期日時を厳守の上、建築課まで提出してください。FAXでも構いませんが、必ず代表者の押印がある質疑書の原本をFAXしてください。FAXの場合は、入札日にその原本を提出してください。期日を過ぎての受付はいたしません。また、質疑が提出された場合は全社FAXにて回答となります。(FAX 072-492-5422)

質疑受付日 … 7月16日(木) 午前10時から正午まで

質疑回答日 … 7月21日(火) …… までに公開

- 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が既に施行されておりますが、入札・契約並びに業務の履行に当たっては、各法令等を遵守し、厳正かつ適正に執行していただきますようお願いします。

なお、違約金に関する特約条項につきまして、入札手続を開始する工事の請負契約について適用されることとされています。業務契約に当たっても、この特約条項と同様の内容を、契約書に追加することとなりますので、ご了承ください。

※ この措置は、談合など不正行為が発覚したとき、損害賠償として契約額の10%を徴収するというものです。この条項が適用されるのは、談合で公正取引委員会が排除勧告を行い業者が応諾し、課徴金の納付命令が確定したとき、また、刑法の競売入札妨害か談合罪で有罪が確定したときとなっています。